

環境省告示第百三十六号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省府令第二号）第一条の七第三項の規定に基づき、

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十六号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る $C_p$ 、 $C_{p0}$ 及び $C_{pi}$ の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日

環境大臣 若林 正俊

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

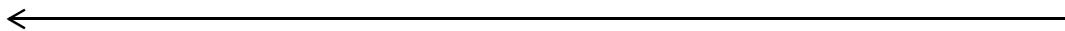
一 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基

準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号八に掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の七第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、 $C_p$ 及び $C_{po}$ の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、 $C_{pi}$ の値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内において $C_p$ 、 $C_{po}$ 及び $C_{pi}$ の値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場に

つき  $C_p$ 、 $C_{p0}$  及び  $C_{pi}$  の値を別に定めたときは、この限りではない。



別表第一

番号	整理	業種その他の区分					
五	肉製品製造業	四	非金属鉱業	三	天然ガス鉱業	二	畜産農業
四	一	一	一	八	(1)	(1)	りん含有量 〔単位＝リットルにつきミリリグラム〕
一六	二	一・五	四〇	(0)			
一	一	一	八	(1)	(2)		
六	一・五	一・五	九	(0)			
					備考		

六	乳製品製造業				
七	畜産食料品製造業（前 二項に掲げるものを除 く。）				
八	水産缶詰・瓶詰製造業				
九	寒天製造業				
一〇	魚肉ハム・ソーセージ 製造業				
一一	水産練製品製造業（前 項に掲げるものを除く 。）				
五		五・五	三	三	三
八・五		一一	四	五・五	七・五
一		一	一	一・五	一
三・五		五・五	一・五	三	三・五

一六	一五	一四	一三	一二
野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	水産食料品製造業（整 理番号八の項から前項 までに掲げるものを除 き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。）	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業
二・五	三	三	四	三
六・五	七・五	八	八	八
一	一	一・五	一	一・五
三	三	四	六	五・五

一七	味そ製造業						
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業						
一九	うま味調味料製造業						
二〇	ソース製造業						
二一	食酢製造業						
二二	砂糖精製業						
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業						
		三	一・五	三	三	一・五	四
		六	五	四・五	六	八	七・五
		一・五	一	一・五	一	一・五	一・五
		三	二	三	二・五	一・五	四・五

	二九	二八	二七	二六	二五	二四
	パン・菓子製造業（整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	米菓製造業	ビスケット類・干菓子製造業	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業
	三	三	三	三	二	三
	六	七・五	四	七・五	六	七・五
	一・五	一・五	一	一	一	一・五
	三	四・五	一・五	四	二・五	二・五



三五	三四	三三	三二	三一	三〇
めん類製造業	穀類でんぷん製造業	ふくらし粉・イースト ・その他の酵母剤製造 業	食用油脂加工業	動物油脂製造業	植物油脂製造業
三	三	二	二・五	二	二・五
六・五	六・五	三	三・五	六	六
一	一・五	一	一	一	一
二・五	三	一・五	二	四・五	二
					二 米糠を原料として使用する ものにあつては、第三欄(1) (イ)及び(ロ)の値は、四、八と する。

四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七
ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚製造業
三	一・五	二・五	二・五	四	三・五	四
四	二・五	五・五	七・五	八・五	一一	七・五
一・五	一	一	一	一	一	一
二・五	二・五	二	四・五	四・五	四	四・五

五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四
たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコーヒー製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業
二	一・五	二	二	二・五	二	一・五
三	三・五	三・五	三・五	三・五	四	四
一	一	一	一	一	一	一
一・五	一・五	二	二	三	一・五	一・五

五八	五七	五五	五一
繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケ	繊維工業で麻製織工程に係るもの	繊維工業（整理番号五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	生糸製造業（副蚕系精練業を含む。）
一	二	二	二
二	四・五	四・五	六
一	一	一	一
一・五	四	一・五	四

六〇	五九	
繊維工業で織物手加工	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	ツト加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの
二	二	
六	五・五	
一	一	
四・五	三	

六二	六一	
<p>繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>	<p>繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>	<p>染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>
一・五	二	
四	五	
一	一	
二	二	

	六六	六五	六四	六三
	繊維工業で上塗りした 織物及び防水した織物 製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製 造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造 工程に係るもの	繊維工業で繊維雑品染 色整理工程（染色整理 工程付帯加工処理工程 を含む。）に係るもの
	—	—	—	二
	二	一・五	二	五
	—	—	—	—
	二	一・五	一・五	三

	七 一	六 九	六 八	六 七
業	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパ ーティクルボード製造	一般製材業又は木材チ ップ製造業	繊維工業（整理番号五 五の項から前項に掲げ るものを除く。）	繊維工業で繊維製衛生 材料製造工程に係るも の
	一	二	一	二
	一・五	三	三・五	三・五
	一	一	一	一
	一・五	二・五	一・五	三



七五	木材薬品処理業	七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラ
二		一		一		一	
三		一・五		一・五		一・五	
一		一		一		一	
一・五		一・五		一・五		一・五	

八〇	七九	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	の ンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの
二	—	
三	一・五	
—	—	
一・五	一・五	

	八二
<p>さらしケミグラントパ ルプ製造工程（前工程 の未さらしケミグラン ドパルプ製造工程を含 む。）又はさらしセミ ケミカルパルプ製造工 程（前工程の未さらし セミケミカルパルプ製 造工程を含む。）に係 るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製 造業又は板紙製造業で 未さらしクラフトパル プ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを</p>
	一
	一・五
	一
	一・五

	八二	八三
除く。)	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
	—	—
	—・五	—・五
	—	—
	—・五	—・五

八六	八五	八四
パルプ製造業、洋紙製	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの
—	—	—
一・五	二	一・五
—	—	—
一・五	二	一・五

	八七
<p>造業又は板紙製造業で グランドパルプ、リフ アイナーグランドパル プ又はサーモメカニカ ルパルプを主原料とす る洋紙製造工程（前工 程のグランドパルプ、 リフアイナーグランド パルプ又はサーモメカ ニカルパルプ製造工程 を有するものに限る。 ）に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製 造業又は板紙製造業で 洋紙製造工程に係るも</p>
	—
	— ・ 五
	—
	— ・ 五

九二	九一	九〇	八九	八八	
段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るものの	の（前項に掲げるものを除く。）
—	—	—	—	—	
— ・ 五	— ・ 五	— ・ 五	— ・ 五	— ・ 五	
—	—	—	—	—	
— ・ 五	— ・ 五	— ・ 五	— ・ 五	— ・ 五	

	九三	九四	九五	九六	九七
	重包装紙袋製造業	セロファン製造業	乾式法による繊維板製造業	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。）
	—	—	—	—	—
	—・五	—・五	—・五	—・五	—・五
	—	—	—	—	—
	—・五	—・五	—・五	—・五	—・五



一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇
ソーダ工業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）
一・五	一	二	二	二	二
二・五	一・五	三〇	二六・五	三・五	四
一	一	一	一	一	一
一・五	一・五	三〇	二六・五	二	三

一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇七	無機顔料製造業	一〇六	電炉工業
一・五		一		一		二	
三		二・五		三		三	
一		一		一		一	
一・五		一・五		一・五		一・五	
	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、七		りん及びりん化合物製造工程にあつては、第三欄(1)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二、四〇、八とする。				

一一二	一一二	一一〇	
石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	
一	一・五	一	
二	二・五	一・五	
一	一	一	
一・五	一・五	一・五	
			・五、四、五とする。
			りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ二・五、三・五とする。

一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの
一	一一・五	一	二
一	一一・五	一	一・五
			りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ二・五、三・五とする。

一一九	一一八	一二七	一二六	一二五
環式中間物・合成染料 ・有機顔料製造業	業 コールドタール製品製造	発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業
一・五	二	一・五	二	一・五
三・五	三	三	三	二・五
一	一	一	一	一
一・五	一・五	一・五	二	一・五
りん又はその化合物を原料 、触媒又は中和剤として使				りん又はその化合物を原料 、触媒又は中和剤として使 用するものにあつては、第 三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、四、二〇、 二・五、四とする。

一一三	レーヨン・アセテート 製造業のうちレーヨン	一一三 有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一一二 合成ゴム製造業	一一〇 プラスチック製造業	
二		一・五	一・五	一	
三		五	三・五	三	
一		一	一	一	
一・五		二	二	一・五	
		有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ二、二三とする。			用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二四、四、五とする。

一一八	一二七	一二六	一二五	一二四	の製造に係るもの
界面活性剤製造業（前 項に掲げるものを除く	石けん・合成洗剤製造 業	脂肪酸・硬化油・グリ セリン製造業	合成繊維製造業	レーヨン・アセテート 製造業のうちアセテ ートの製造に係るもの	
一・五	二	二	一	二	
三	三	三	二	三	
一	一	一	一	一	
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	

一三三三	一三三二		一三二一	一三〇〇	一二九	
生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業		医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業	塗料製造業	。
一	一		一・五	二	一・五	
二・五	二・五		六	三	三	
一	一		一	一	一	
一・五	一・五		一・五	一・五	一・五	
			<p>医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ八、二・五とする。</p>			



一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五	一三四
化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品製造業	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業
二	二	二	二	一・五	二	二
三	四	四	五・五	二・五	五	三
一	一	一	一	一	一	一
一・五	二	二	一・五	一・五	一・五	一・五

一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）				
一四三	写真感光材料製造業				
一四四	天然樹脂製品・木材化学製品製造業				
一四五	イオン交換樹脂製造業				
一四六	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）				
		一・五	一	一・五	二
		二・五	一・五	二・五	四
		一	一	一	一
		一・五	一・五	一・五	二

一五二	一五一	一五〇	一四九	一四八	一四七
ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	石油精製業
—	一・五	二	—	一・五	—
一・五	二・五	三	二	二・五	一・五
—	—	—	—	—	—
一・五	二	一・五	一・五	一・五	一・五

一五八	一五七	一五六	一五五	一五四	一五三
業 ガラス製加工素材製造	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業	なめしかわ製造業	ゴム製品製造業（前二 項に掲げるものを除く 。）
一・五	一	一	二	二	一・五
二・五	二	二	三	三	三
一	一	一	一	一	一
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一五九	ガラス容器製造業
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	二	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	—	

一六八	一六七	一六六	一六五	一六四
黒鉛電極製造業	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）
—	一・五	—	—	—
一・五	二・五	二・五	二	二・五
—	—	—	—	—
一・五	一・五	一・五	二	一・五

一七八	一七六	一七五	一七三	一七二	一七〇	一六九
製鋼・製鋼圧延業（転	高炉によらない製鉄業 （前項に掲げるものを 除く。）	フェロアロイ製造業	高炉による製鉄業	うわ薬製造業	業 鋳物・土石粉碎等処理	碎石製造業
—	—	—	—	—	—	—
一・五	一・五	一・五	一・五	二	二・五	一・五
—	—	—	—	—	—	—
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

一八二	一八〇	一七九	
冷間ロール成型形鋼製	冷間圧延業（整理番号 一八二の項及び同一八 三の項に掲げるものを 除く。）	熱間圧延業（整理番号 一八二の項及び同一八 三の項に掲げるものを 除く。）	炉（単独転炉を含む。） 又は電気炉（単独電気 炉を含む。）によるもの に限る。）
一	一	一	
一・五	二	二	
一	一	一	
一・五	一・五	一・五	



一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	
亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業	造業
—	二	—	一・五	—	—	—	
二	三	一・五	二・五	一・五	一・五	一・五	
—	—	—	—	—	—	—	
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	

一九五	一九四	一九三	一九二	一九一	一九〇	一八九
銑鉄鑄物製造業（次項	鑄鋼製造業	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	表面処理鋼材製造業（ 整理番号一八七の項か ら前項までに掲げるも のを除く。）	めつき鉄鋼線製造業	めつき鋼管製造業
一	一・五	二	一	一	一	一
一・五	二・五	三	一・五	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

二〇〇	一九九	一九八	一九七	一九六	
非鉄金属製造業	鉄鋼業（整理番号一七 三の項から前項までに 掲げるものを除く。）	鉄粉製造業	可鍛鑄鉄製造業	鑄鉄管製造業	及び整理番号一九七の 項に掲げるものを除く 。）
一	一	一	一・五	一	
二	一・五	一・五	二・五	一・五	
一	一	一	一	一	
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	

二〇二	電気めつき業	一・五	五	一	三
二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	五・五	一	三
					<p>（一） 溶融めつき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄（1）及び（0）並びに（2）の値は、それぞれ二・五、四、二・五とする。</p> <p>（二） アルマイト加工工程（</p>
					<p>りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、第三欄（1）及び（0）並びに（2）の値は、それぞれ二・五、八、四・五とする。</p>

二〇五	二〇四	二〇三	
電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス	プリント回路製造業	一般機械器具製造業	
一・五	一	一・五	
三	二・五	三	
一	一	一	
二	二	二	
民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあって			りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、第三欄(1)及び(2)並びに(2)の値は、それぞれ八、一七、六とする。

二〇八	二〇七	二〇六	バイス製造業を含む。 )
ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	
二	一・五	一	
四・五	二・五	四	
一	一	一	
三・五	一・五	二	
			は、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ三、四・五とする。
			自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ一・五、八とする。

(一) 標準活性汚泥法その他  
これと同程度に下水中の  
りんを除去できる方法よ  
り高度に下水中のりんを  
除去できる方法により下  
水を処理するもの（高濃  
度のりんを含有する汚水  
を多量に受け入れて処理  
するものを除く。）にあ  
つては、第三欄(1)及び  
(2)の値は、一とする。

(二) 高濃度のりんを含有す  
る汚水を多量に受け入れ  
て処理するもの（標準活  
性汚泥法その他これと同  
程度に下水中のりんを除

二二二	二二一	二二〇	
造業 弁当仕出屋又は弁当製	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）	空瓶卸売業	
四	三	四	
九	五	五	
一・五	一・五	二	
四・五	二・五	三・五	
			去できる方法により下水を処理するものに限る。） にあつては、第三欄（1）及び（2）の値は、八とする。



二二〇	二二九	二二八	二二六	二二五	二二四	二二三
病院	自動車整備業	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	リネンサプライ業	宿泊業	飲食店
三	二・五	四	二・五	二・五	三	三
五	五	五	七	八	五	五・五
二	二	二	一	一	二	二
四	三	四	三	五	四	四

<p>二二三二</p>	
<p>し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算</p>	<p>し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理人員が五〇一人以上のものに限り、）</p>
<p>二</p>	<p>二</p>
<p>八</p>	<p>八</p>
<p>一</p>	<p>一</p>
<p>五</p>	<p>四</p>
<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第二項第二号に規定する技</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ一、三、三とする。</p>

	二二三三
<p>定方法により算定した 処理対象人員が二〇一 人以上五〇〇人以下の ものに限る。）</p>	<p>し尿処理業（し尿浄化 槽に係るものを除く。）</p>
	二
	八
	一
	四
<p>術上の基準を満たす構造の し尿浄化槽より高度にし尿 を処理することができる方 法によりし尿を処理するも のにあつては、第三欄(1)(1) 及び(1)並びに(2)(1)の値は、 それぞれ一、三・五、三・ 五とする。</p>	<p>嫌気性硝化法、好気性硝化 法、湿式酸化法又は活性汚 泥法に凝集処理法を加えた 方法より高度にし尿を処理 することができる方法によ りし尿を処理するものにあ つては、第三欄(1)(1)及び(2)</p>

一三九	二三八	二二七	二二六	二二五	二二四	
中央卸売市場	と畜場	死亡獣畜取扱業	産業廃棄物処理業（前 項に掲げるものを除く ）。	廃油処理業	ごみ処理業	
四	四	二	一	一	一	
五	九・五	四	三	一・五	二・五	
二	二	二	一	一	一	
三	四・五	三	一・五	一・五	一・五	
						(口)の値は、それぞれ四、三とする。

別表第二

整理	業種その他の区分	りん含有量 (単位一リットルにつき) リグラム		備考
一三三二	整理番号二の項から前項までに分類されないもの	一	八	
一三三一	試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいう。)	一・五	四・五	
一三三〇	地方卸売市場	二・五	五	

						番号	
七 畜産食料品製造業（前 二項に掲げるものを除	六 乳製品製造業	五 肉製品製造業	四 非金属鉱業	三 天然ガス鉱業	二 畜産農業		
			一・五	二	八	(1)	(1)
八	五	四	三	三	三〇	(0)	
一六	一六	一六	一・五	一	八	(1)	(2)
八・五	八	八	二・五	二・五	九	(0)	

一三	一二	一一	一〇	九	八	く。
冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業（前 項に掲げるものを除く 。）	魚肉ハム・ソーセージ 製造業	寒天製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	
四	三	三	三	三	三	
一一二	一一二	一一二	六	七・五	五・五	
一	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	
八	八	八	五・五	五・五	五・五	

一八 しょう油・食用アミノ 酸製造業	一七 味そ製造業	一六 野菜漬物製造業	一五 野菜缶詰・果実缶詰・ 農産保存食料品製造業	一四 水産食料品製造業（整 理番号八の項から前項 までに掲げるものを除 き、魚介類塩干・塩蔵 品製造業を含む。）
八	四	三	三	三
九	七・五	七・五	一 二	一 二
一 ・五	一 ・五	一 ・五	一 ・五	一 ・五
八 ・五	五 ・五	五 ・五	五 ・五	八



二五	二四	二三	二三	二二	二〇	一九
パン製造業	小麦粉製造業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業	うま味調味料製造業
三	三	三	三	三	三	三
七・五	四	七・五	四	七・五	七・五	五・五
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
五・五	四	五・五	四	五・五	五・五	五・五

二六	生菓子製造業					
二七	ビスケット類・干菓子 製造業					
二八	米菓製造業					
二九	パン・菓子製造業（整 理番号二五の項から前 項までに掲げるものを 除く。）					
三〇	植物油脂製造業					
		四	三	三	三	六
		七・五	七・五	四	四	七・五
		一・五	一・五	一・五	一・五	一
		五・五	五・五	四	四	六・五
	(ロ)の値は、一六とする。 米糠を原料として使用する ものにあつては、第三欄 (1)					

三八	三七	三五	三四	業 ・その他の酵母剤製造	三三 ふくらし粉・イースト	三二 食用油脂加工業	三一 動物油脂製造業
あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業				
五	五	三	三		三	三	二
一二	七・五	七・五	一〇		五・五	四	四・五
一	一	一・五	一・五		一・五	一・五	一
八	五・五	五・五	八		五・五	四	四・五

四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九
蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	冷凍調理食品製造業
三	三	三	三	三	四	八
四	四	四	四	七・五	七・五	九
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一
三・五	三・五	三・五	三・五	三・五	五・五	八・五

五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六
繊維工業（整理番号五 一の項に掲げるもの及	生糸製造業（副蚕糸精 練業を含む。）	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコーヒー 製造業
二	二	二	二	二	二	三
五・五	五・五	三	三	三・五	三	四
一	一	一	一	一	一	一・五
四・五	四・五	三	三	三	三	三・五

	五七	五八
び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	繊維工業で麻製織工程に係るもの	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケツト加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程)以下「染色整理工程付帯加工処理工程」とい
	二	二
	四・五	六・五
	一	一
	四・五	四・五

六〇	五九	
<p>繊維工業で織物手加工 染色整理工程（染色整 理工程付帯加工処理工 程を含む。）に係るも の</p>	<p>繊維工業で織物機械染 色整理工程（染色整理 工程付帯加工処理工程 を含む。）に係るもの （前項に掲げるものを 除く。）</p>	<p>う。）を含む。）に係 るもの</p>
二	二	
五	六・五	
一	一	
四・五	四・五	

六三	六二	六一
繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの
二	二	二
九	六・五	六・五
一	一	一
四・五	四・五	四・五



六八	六七	六六	六五	六四
繊維工業（整理番号五	の 繊維工業で繊維製衛生 材料製造工程に係るも	繊維工業で上塗りした 織物及び防水した織物 製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製 造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造 工程に係るもの
二	二	二	二	二
四・五	三	四・五	三	六
一	一	一	一	一
四・五	三	四・五	三	四・五

					五の項から前項に掲げるものを除く。）
七六	七五	七一	六九		
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に	木材薬品処理業	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパルプ製造業	一般製材業又は木材チップ製造業		
二	二	二	二		
三	三	三	三		
一	一	一	一		
二・五	二・五	二・五	二・五		

	七 七	
係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	
	七 八	
の	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナークラフトパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	
	二	二
	三	三
	一	一
	二・五	二・五

七九	八〇
<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又は未さらしセミ</p>
二	二
三	三
一	一
二・五	二・五

八二	八一	
<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で  さらしクラフトパルプ</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で  未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの  （次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>ケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>
二	二	
三	三	
一	一	
二・五	二・五	

八三		八四
<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパル</p>
二		二
三		三
一		一
二・五		二・五

	八五	八六
<p>プ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする</p>
二	二	二
三	三	三
一	一	一
二・五	二・五	二・五

八八	八七	
<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）</p>	<p>る洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの</p>
二	二	
三	三	
一	一	
二・五	二・五	



九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	の 板紙製造工程に係るも
乾式法による繊維板製	セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	
二	二	二	二	二	二	二	
三	三	三	三	三	三	三	
一	一	一	一	一	一	一	
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	

一〇一	一〇〇	九七	九六	造業
製版業	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	
二	二	二	二	
四・五	四・五	三	三	
一	一	一	一	
三・五	三・五	二・五	二・五	

一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二
無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く）。	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業
二	二	二	二	二	二
四	三・五	四	三	二六・五	二六・五
一	一	一	一	一	一
二・五	二・五	二・五	三	二六・五	二六・五

一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）
二		二		二	
三・五		四		五	
一		一		一	
三	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄	三・五	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、八、四、八とする。	二・五	りん及びりん化合物製造工程にあつては、第三欄(1)0及び(2)0の値は、それぞれ四〇、八とする。

一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有	一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		
二		二		二			
三・五		三・五		五			
一		一		一			
三		三		三			
	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、八						の順序に従い、六・五、八、四、八とする。

一一五	脂肪族系中間物製造業	一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。（に係るもの
二		二		
五		三・五		
一		一		
三・五		三		、四、八とする。
四、四、八とする。	りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六・五、二			

一一〇		一一九	一一八	一一七	一一六
プラスチック製造業		環式中間物・合成染料 ・有機顔料製造業	業 コールタール製品製造	発酵工業	メタン誘導品製造業
二		二	二	二	二
三・五		五	三	四	三・五
一		一	一	一	一
三		三	三	三	三
		りん又はその化合物を原料 、触媒又は中和剤として使 用するものにあつては、第 三欄の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、六・五、二 四、四、八とする。			

一一二	合成ゴム製造業	二	三・五	三	
一二三	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	二	五	三	有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、六〇とする。
一二三	レーヨン・アセテートの製造に係るもの	二	三	二・五	
一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	二	三	二・五	



一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六	一二五
印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（前 項に掲げるものを除く 。）	石けん・合成洗剤製造 業	脂肪酸・硬化油・グリ セリン製造業	合成繊維製造業
二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三
—	—	—	—	—	—
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

一三六	一三五	一三四	一三三	一三二	一三一
火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤製造業
二	二	二	二	二	二
四	三・五	三・五	五	三・五	六
一	一	一	一	一	一
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	五
					<p>五 医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四、八とする。</p>

一四三	一四二	一四〇	一三九	一三八	一三七
写真感光材料製造業	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	合成香料製造業	農薬製造業
二	二	二	二	二	二
四	四	三	四	四	四
一	一	一	一	一	一
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

一四八	一四七	一四六	一四五	一四四
潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	石油精製業	化学工業（整理番号一〇二の項から前項までに掲げるものを除く。）	イオン交換樹脂製造業	天然樹脂製品・木材化学製品製造業
二	二	二	二	二
三	三	四	三	三
一	一	一	一	一
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

一五四	一五三	一五二	一五一	一五〇	一四九
なめしかわ製造業	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業
二	二	二	二	二	二
一四・五	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一
一四・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

一六一	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六	一五五
卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	理化学用・医療用ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	業 ガラス製加工素材製造	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業
二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	三

一六五	一六四	一六三	一六二	
生コンクリート製造業	ガラス・同製品製造業 (整理番号一五六の項 から前項までに掲げる ものを除く。)	ガラス繊維・同製品製 造業(前項に掲げるも のを除く。)	ガラス繊維(長繊維に 限る。）・同製品製造 業	ラス器具製造業
二	二	二	二	
三	三	三	三	
一	一	一	一	
二・五	二・五	二・五	二・五	

一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六
うわ薬製造業	業 鉍物・土石粉碎等処理	砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業（ 前二項に掲げるものを 除く。）	業 コンクリート製品製造
二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五



一七九	一七八	一七六	一七五	一七三
熱間圧延業（整理番号	製鋼・製鋼圧延業（転 炉（単独転炉を含む。） 又は電気炉（単独電気 炉を含む。）によるもの に限る。）	高炉によらない製鉄業 （前項に掲げるものを 除く。）	フェロアロイ製造業	高炉による製鉄業
二	二	二	二	二
三	三	三	三	三
一	一	一	一	一
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

一八三	一八二	一八一	一八〇	
伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成型形鋼製造業	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）	一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。）
二	二	二	二	
三	三	三	三	
一	一	一	一	
二・五	二・五	二・五	二・五	

一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四
表面処理鋼材製造業（ 整理番号一八七の項か	めつき鉄鋼線製造業	めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
—	—	—	—	—	—	—	—
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

一九六	一九五	一九四	一九三	一九二	
鑄鉄管製造業	銑鉄鑄物製造業（次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。）	鑄鋼製造業	鍛工品製造業	鍛鋼製造業	ら前項までに掲げるものを除く。）
二	二	二	二	二	
三	三	三	三	三	
一	一	一	一	一	
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	

一九七	可鍛鑄鉄製造業					
一九八	鉄粉製造業					
一九九	鉄鋼業（整理番号一七 三の項から前項までに 掲げるものを除く。）					
二〇〇	非鉄金属製造業					
二〇一	電気めつき業					
		二	二	二	二	
		四	三	三	三	
		—	—	—	—	
		三・五	二・五	二・五	二・五	
		りん又はその化合物による 表面処理施設を設置するも のにあつては、第三欄(1)(1) 及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、 それぞれ四、八、四・五と する。				

	二〇二		二			
	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		五・五	一	三・五	<p>(一) 熔融めつき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄(1)及び(2)並びに(2)の値は、それぞれ八、五〇、八・五とする。</p> <p>(二) アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄(1)及び(2)並びに(2)の値は、それぞれ八、五〇、八・五とする。</p>

二〇三	一般機械器具製造業					
二〇四	プリント回路製造業					
二〇五	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）					
二〇六	輸送用機械器具製造業					
二						
四						
一						
三・五						
	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置する					民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄(1)及び(ロ)並びに(2)の値は、それぞれ六、七、六・五とする。

二〇九	二〇八	二〇七	
下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	
—	二	二	
四	三・五	三・五	
—	—	—	
四	三・五	三	
(一) 標準活性汚泥法その他 これと同程度に下水中の りんを除去できる方法よ り高度に下水中のりんを 除去できる方法により下 水を処理するもの（高濃 度のりんを含有する汚水			ものに限る。( )にあつては 、第三欄(1)及び(ロ)並びに (2)の値は、それぞれ四、 八、四・五とする。



一一〇	
空瓶卸売業	
四	
五	
二	
四・五	
	<p>を多量に受け入れて処理するものを除く。) にあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、八とする。</p> <p>(二) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。) にあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、八とする。</p>

二二五	二二四	二二三	二二二	二二一
リネンサプライ業	宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設をいう。）
五	四	四	四	四
八	五	八	一〇	五
一	二	二	二	二
六	四・五	五	四・五	四・五

二二六	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	五	八	一	六
二二八	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	四	五	二	四・五
二二九	自動車整備業	四	五	二	四・五
二二〇	病院	四	五	二	四・五
二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理人	二	八	一	四
					第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方

	<p>員が五〇一人以上のものに限る。）</p>
<p>一一三</p>	<p>し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）</p>
<p>二</p>	
<p>八</p>	
<p>一</p>	
<p>五</p>	<p>第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ一、三・五、三・</p>
<p>法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ一、三、三とする。</p>	

一一三	一一三	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	
一一四	一一四	ごみ処理業	
一一五	一一五	廃油処理業	
二	二		二
四	四		八
五	五		一
四・五	四・五		四
		嫌気性硝化法、好気性硝化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄(1)及び(2)の値は、それぞれ四、三とする。	五とする。

二二六	産業廃棄物処理業（前 項に掲げるものを除く 。）	四	八	一	四・五
二二七	死亡獣畜取扱業	四	五	二	四・五
二二八	と畜場	四	一〇	二	四・五
二二九	中央卸売市場	四	五	二	四・五
二三〇	地方卸売市場	四	五	二	四・五
二三一	試験研究機関（規則第 一条の二各号に掲げる ものをいう。）	四	五	二	四・五

<p style="text-align: center;">一 三 三 二</p>	<p style="text-align: center;">整理番号二の項から前 項までに分類されない もの</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">八</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">八</p>	
--	---	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--